

瑞個情第2号  
令和2年11月27日

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会  
会長 端元博保



令和2年9月25日付け瑞都第318号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

瑞浪市民公園における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて

2. 答申の内容

瑞浪市民公園に防犯カメラを設置することについては、防犯の目的から、公益上の理由が認められる。

ただし、多くの市民が瑞浪市民公園を利用することから、その映像については、犯罪に直接結びつく場合のみ利用できるものとし、当該映像の取扱いについては、個人情報保護条例の趣旨に則り特に慎重に行うこと。

また、犯罪の抑止効果を高めるため、カメラが作動中であることを周知する看板等を設置すること。